

2017 年 6 月 12 日

深セン、最低賃金を 2 年ぶりに引き上げ

～華南地域と ASEAN の比較～

深セン市政府は、最低賃金を 6 月 1 日付けで従来の 2,030 元(月間賃金、以下同)から 2,130 元に引き上げました。同市における最低賃金の調整は、2015 年 5 月以来約 2 年ぶりのことで、新基準は上海市(2,300 元)に次ぐ全国 2 番目の水準になります。

■引き上げ幅は過去最低

深セン市では、最低賃金を少なくとも 2 年に 1 度引き上げることが《深セン市従業員給与支払条例》の中で決められています。今回の引き上げ幅(2 年で 4.9%)は最低賃金制度が始まった 1992 年以來の最低水準であり、景気低迷が続く中、低所得層の賃上げへの期待感と企業の負担能力の双方に配慮した結果とみられます。

一方、広東省(深センを除く)では、最低賃金の引き上げを「原則 3 年に 1 回」に改め、2016 年に続き 2017 年も見送ることが政府方針として打ち出されています。この結果、広東省で最高水準の広州と深センの最低賃金は 2013 年時点で同程度(深セン 1,600 元、広州 1,550 元)でしたが、今年 6 月以降では深センが広州(1,895 元)を 12.4%上回るようになり、深センと近隣地域の最低賃金格差が広がっています。

表 華南地域の最低賃金

(単位: 元)

地域	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年(現行)	現行基準の発効日	
深セン市	1,600	1,808	2,030	2,030	2,130	2017年6月1日	
広東省	広州	1,550	1,550	1,895	1,895	1,895	2015年5月1日
	東莞・中山・仏山	1,310	1,310	1,510	1,510	1,510	
	珠海	1,380	1,380	1,650	1,650	1,650	
	汕頭・惠州・江門	1,130	1,130	1,350	1,350	1,350	
	韶関・河源・梅州・汕尾 ・陽江・茂名・肇慶・清遠 ・潮州・揭陽・雲浮	1,010	1,010	1,210	1,210	1,210	

出典) 深圳市・広東省政府資料により SMBC 作成

■ASEAN でも最低賃金引き上げの動き

東アジア諸国連盟(以下「ASEAN」)においても最低賃金引き上げの動きが活発化しています。

今年1月より、ハノイとホーチミン(ベトナム)の最低賃金が従来比 7.1%増の 375 万ドン(165 米ドル¹⁾に増額された他に、ジャカルタ(インドネシア)は同 8.25%増の約 335 万ルピア(252 米ドル)に、バンコク(タイ)は同 3.3%増の

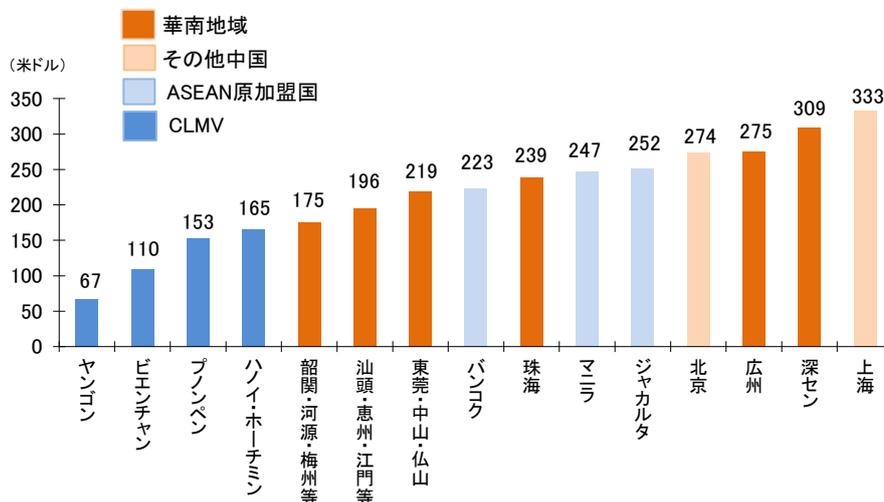
¹ 本レポートでは、最低賃金は現地通貨建ての場合、2017 年 6 月 5 日の為替レートで米ドルに換算。

310 パーツ/日(月額換算 223 米ドル)に引き上げられています。

中国主要都市の最低賃金を ASEAN と比較(図参照)してみますと、上海(333 米ドル)と深セン(309 米ドル)の最低賃金水準が突出して高いことが分かります。ただ ASEAN の中でもジャカルタ(252 米ドル)、マニラ(247 米ドル)、バンコク(223 米ドル)など原加盟国都市部の最低賃金水準は東莞をはじめとする華南地域の中小都市を既に上回っており、人件費という点ではコスト競争力があるとは言えない状況です。

一方、後発4カ国(CLMV²)の最低賃金水準は、華南地域に比べると依然として低く、比較優位性があるものの年率 10%前後の上昇が続いています。

図 最低賃金の地域間比較



注)最低賃金が日額の場合は月額を25日分として計算。
出所)ジェトロ、各国政府発表に基づき SMBC 作成

* * *

アジア全体の経済レベルは現状のところ、停滞することはあっても後退することはありません。それをあらわす端的な“サイン”が人件費の伸びであり、これは深センのみならず、ASEAN 全域にわたって今後もみられる現象となるでしょう。

つまり、もはや人件費の高低で生産代替地に右往左往するのではなく、生産効率の抜本的な見直し、例えば自動化設備の導入などの工程改善施策を並行して真剣に検討しなければならない段階に突入していると言っても過言ではないと言えます。

(執筆:株式会社三井住友銀行 コーポレート・アドバイザー本部 香港グループ)

本誌内容に関するご照会は、お取引店までご照会ください。

² ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー4カ国のことを指す。